

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

埼玉県狭山市長

## 公表日

令和5年8月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>●本事務は、母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。            なお、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保健指導            ②新生児の訪問指導            ③健康診査            ④妊娠届出の受理            ⑤母子健康手帳の交付            ⑥妊産婦の訪問指導            ⑦低体重児の届出の受理            ⑧未熟児の訪問指導            ⑨養育医療の給付            ⑩養育医療の給付に係る費用の支給又は費用の徴収</p> <p>●公金受取口座情報の利用にかかる業務            ・公金受取口座登録：住民が国に口座情報を事前登録            ・給付申請：住民が給付申請の際に、公金受取口座を利用する旨の意思表示            ・行政機関等における口座情報取得            ・支給手続：行政機関等は公金受取口座に振込を実施</p> <p>●母子保健に関する事務については、窓口や郵送で受け付けるとともに、マイナポータル（国が運営するインターネット上のサイト）を利用した電子申請によっても行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、宛名システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバ、びったりサービス（サービス検索・電子申請機能）、申請管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の49項、101項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第十条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第8号及び番号法別表第二 【情報提供に関すること】 番号法別表第二 第26、56-2、69-2、87項 【情報照会に関すること】 番号法別表第二 第69-2、70項、121項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部 保健センター
②所属長の役職名	保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狭山市 総務部 総務課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話：04-2953-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狭山市 保健センター 〒350-1304 埼玉県狭山市狭山台3丁目24番 電話：04-2959-5811

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月25日	I 関連情報 3. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保健センター所長 栗原 雅美	保健センター所長 關根 浩由	事後	平成28年4月1日付け人事異動に伴うもの
平成29年1月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年1月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年5月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成29年4月17日 時点	事後	
平成29年5月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年5月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月1日	IVリスク対策		様式変更に伴う項目追加	事後	
令和2年4月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第7号及び番号法別表第二 【情報提供に関すること】 番号法別表第二 第26、56-2、87項 【情報照会に関すること】 番号法別表第二 第70項	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第7号及び番号法別表第二 【情報提供に関すること】 番号法別表第二 第26、56-2、69-2、87項 【情報照会に関すること】 番号法別表第二 第69-2、70項	事前	
令和2年4月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第7号及び番号法別表第二 【情報提供に関すること】 番号法別表第二 第26、56-2、69-2、87項 【情報照会に関すること】 番号法別表第二 第69-2、70項	特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第8号及び番号法別表第二 【情報提供に関すること】 番号法別表第二 第26、56-2、69-2、87項 【情報照会に関すること】 番号法別表第二 第69-2、70項	事後	
令和3年9月10日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	所長 關根 浩由	所長	事後	
令和3年9月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	所長	保健センター所長	事後	
令和4年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	長寿健康部 保健センター	健康推進部 保健センター	事後	
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>●本事務は、母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。</p> <p>なお、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠届出の受理 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出の受理 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付 ⑩養育医療の給付に係る費用の支給又は費用の徴収	<p>●本事務は、母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。</p> <p>なお、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠届出の受理 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出の受理 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付 ⑩養育医療の給付に係る費用の支給又は費用の徴収 <p>●公金受取口座情報の利用にかかる業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公金受取口座登録:住民が国に口座情報を事前登録</li> <li>・給付申請:住民が給付申請の際に、公金受取口座を利用する旨の意思表示</li> <li>・行政機関等における口座情報取得</li> <li>・支給手続:行政機関等は公金受取口座に振込を実施</li> </ul> <p>●母子保健に関する事務については、窓口や郵送で受け付けるとともに、マイナポータル(国が運営するインターネット上のサイト)を利用した電子申請によっても行う。</p>	事前	マイナポータル(国が運営するインターネット上のサイト)を利用した電子申請の受付開始による
令和5年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、宛名システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	健康管理システム、宛名システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の49項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の49項、101項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第十条第1項	事前	同上
令和5年2月3日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第8号及び番号法別表第二 【情報提供に関すること】 番号法別表第二 第26、56-2、69-2、87項 【情報照会に関すること】 番号法別表第二 第69-2、70項	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第8号及び番号法別表第二 【情報提供に関すること】 番号法別表第二 第26、56-2、69-2、87項 【情報照会に関すること】 番号法別表第二 第69-2、70項、121項	事前	同上
令和5年2月3日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年2月3日 時点	事後	判断基準日の見直し
令和5年2月3日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年2月3日 時点	事後	判断基準日の見直し
令和5年8月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月3日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月3日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	